

赤穂市告示第 3 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項及び赤穂市財務規則（昭和 3 9 年赤穂市規則第 6 号）第 4 6 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

- 1 委託事務 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務
- 2 委託先
 - (1) たつの市揖保川町新在家 1 5 0 - 1
西播狂犬病予防獣医師会 会長 中岡崇郎
 - (2) 姫路市下手野 1 - 1 1 0 - 1
株式会社エルザクライス 代表取締役 長谷宜勇
 - (3) 姫路市網干区高田 2 7 4 - 7
平山獣医科医院 医院長 平山素直
- 3 指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで